



※ 1：住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条の 2 第 5 項に規定する確認書

※ 2：住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条の 2 第 5 項に規定する住宅性能評価書

※ 3：長期優良住宅建築等計画が法第 6 条第 1 項各号（第 3 号、第 4 号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類

※ 4：工事着工後の申請は受けられません